

西管 第 38 号
令和 7 年 6 月 25 日

西福岡間税会
会長 橋本 千代次 様

西福岡税務署長
加藤 丈智



キャッシュレス推進デーの実施に係る周知・広報について（依頼）

税務行政につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁では納税者の利便性の向上と現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、令和 8 年度までにキャッシュレス納付割合 5 割を目標にキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。

この度、より多くの方々にキャッシュレス納付の利便性を感じていただき、継続してご利用いただけるように、福岡国税局管内の全ての税務署において「キャッシュレス推進デー」を設けることとしました。

「キャッシュレス推進デー」とは、10 日（源泉所得税の納付期限）及び月末において、税務署の窓口で納税のために来署された方を対象に、職員がキャッシュレス納付について丁寧に説明を行うことや、職員がサポートして実際にキャッシュレス納付の利便性を体験していただく日としています。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、会員の皆様へ周知いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。